

# 諮 問

26青総青第1068号

東京都青少年問題協議会

会長 舛添 要一 殿

少子高齢・人口減少社会の到来が大きな課題となる中、次代を担う青少年が能力や個性を十分に発揮し、社会の一員としての役割をいきいきと果すことができる社会を作ること、は、都民すべての願いであります。

これまでも、都では、東京都青少年の健全な育成に関する条例等に基づき、青少年の健全育成に向けた様々な取組を行ってまいりましたが、「全ての人が活躍できる社会」という目指すべき東京の将来像の実現のため、ひきこもりや不登校等社会生活を円滑に営む上での困難を有する青少年への更にきめ細かな支援が求められています。

そこで、都では、青少年が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援等を行う際の基本指針となる計画を策定することとしました。この「東京都子供・若者計画（仮称）」の策定により、都民一人一人の青少年育成に向けた関心を喚起し、都として青少年の健全育成に向けた取組を総合的に推進してまいります。

現在、素案として取りまとめた段階にありますが、さらに充実した実効性ある計画とするため、貴協議会において内容を検討し、速やかに所要の結論を得る必要があります。

よって、下記事項について諮問します。

平成27年1月20日

東京都知事 舛添 要一

記

「東京都子供・若者計画（仮称）」について